

令和2年4月22日
建築住宅課
経営支援課

新型コロナウイルス感染症に係るテナント賃料の減免・猶予等について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、飲食店をはじめ事業者の中には、入居するビル等の賃料支払いが困難となる方もおられることから、県としては、県内不動産関係団体を通じて、賃貸用ビル等の所有者に対し、賃料支払いの減免や猶予等の措置を講じていただけるよう要請します。

記

1 要請先（4団体）

- (1) (公社)富山県宅地建物取引業協会（会長 追分 直樹 氏）
- (2) (公社)全日本不動産協会富山県本部（本部長 小竹 茂樹 氏）
- (3) (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会富山県支部（支部長 石橋 正好 氏）
- (4) (公財)日本賃貸住宅管理協会富山県支部（支部長 松永 泰一 氏）

2 要請日

4月22日（水）に、担当課から各団体に要請

3 要請文

別紙のとおり

要 請 文

建 第 9 3 号
経支 第 4 9 号
令和2年4月22日

(県内不動産関係団体の長) 殿

※ 個別に要請先の団体名称・代表者名を記載

富 山 県 土 木 部 長
商 工 労 働 部 長

新型コロナウイルス感染症に係るテナント賃料の減免・猶予等について(要請)

日頃から、本県の土木行政並びに商工労働行政の推進に、温かいご理解と格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきていることから、飲食店をはじめとする事業者の中には、入居するビル等の賃料支払いが困難となる方もおられます。

今般、国においては、

(1) テナントの賃料を免除した場合の損失の税務上の損金算入

賃料の支払いが困難となった取引先に対し賃料を減免した場合、一定の条件を満たすような場合は、税務上の損金として計上することが可能であることを明確化。

(2) 国税・地方税・社会保険料の猶予措置

令和2年2月から令和3年1月までに納期限が到来する税・社会保険料については、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、税・社会保険料の納付期限において賃料支払いを猶予中の場合も、事業等に係る収入の減少として扱われ、前年同期に比べて概ね 20%以上減少している場合かつ、一時に納付することが困難と認められるときは、無担保・延滞税(延滞金)なく、1年間納付を猶予。

(3) 固定資産税等の減免措置

不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、一定期間賃料支払いを猶予した場合も、事業等に係る収入の減少として扱われ、令和3年度の固定資産税及び都市計画税が、事業等に係る収入の減少幅に応じ、ゼロ又は1/2に軽減。

(4) セーフティネット保証5号の対象業種への「貸事務所業」等の追加

信用保証協会が行う通常の保証限度額(2.8 億円)とは別枠(2.8 億円)での借入債務の80%を保証する「セーフティネット保証5号」の対象業種への「貸事務所業」等を追加。

などの各種支援策が講じられることとなっております。

つきましては、貴団体に加盟される賃貸用ビル等の所有者に国の施策を周知いただき、飲食店をはじめとするテナントのうち、新型コロナウイルス感染症の影響で賃料支払いに困難な事情がある場合は、これらの各種支援策を十分活用して、賃料支払いの減免や猶予等の措置を講じていただけるよう、格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、国の制度の詳細につきましては、別添の国の資料をご確認いただきますようお願いいたします。

添付省略

(連絡先・問合せ先) 土木部建築住宅課管理係 TEL 076-444-3355
商工労働部経営支援課金融係 TEL 076-444-3248